

商号又
は名称

自家用電気工作物等保安管理調書

取扱品目3026「自家用電気工作物等保安管理」業務の取扱上の要件としている、「電気事業法施行規則第52条の2に規定する要件を満たすこと」について、次の各項目に記入してください。

1 電気主任技術者の内容について（要件(1)，(4)）

電気主任 技術者氏名	免状の種類 ※○を付けてください	経験 年数	免状記号番号	免状交付日	常駐場所 ※旭川から2時間以内
	第1種・第2種・第3種	年	第 号	年 月 日	

2 機械器具保有状況について（要件(2)）

機械器具の名称	保有台数	機械器具の名称	保有台数
絶縁抵抗計	台	騒音計	台
電流計	台	振動計	台
電圧計	台	回転計	台
低圧検電器	台	継電器試験装置	台
高圧検電器	台	絶縁耐力試験装置	台
接地抵抗計	台		

注「電気事業法施行規則第52条の2に規定する要件を満たすこと」の内容

次の事項全てに該当する者

- 電気主任技術者免状を有する者を雇用していること。ただし第1種電気主任技術者においては3年，第2種電気主任技術者においては4年，第3種電気主任技術者においては5年の実務経験を有すること
- 平成15年7月1日付経済産業省告示第249号第2条の規定による次の機械器具を有していること
絶縁抵抗計，電流計，電圧計，低圧検電器，高圧検電器，接地抵抗計，騒音計，振動計，回転計，継電器試験装置，絶縁耐力試験装置
- 業務に従事する電気主任技術者が，平成15年7月1日付経済産業省告示第249号第3条の規定に基づき算定した値が33未満の者であること
- 電気主任技術者の主たる勤務場所が旭川市内の委託施設に遅滞なく（概ね2時間以内）到達できる場所であること

